文化元(一八〇四)年、備後福山藩の福山城下町に義倉が

近世後期における豪農商層の経済倫理と地域社会認識(上)

~備後福山の義倉設立と運営をめぐって~

はじめに

設立された。この福山の義倉については畑中誠治氏の論稿が

Щ

富

広

義介の成立

〜運営をめぐる藩と調達人たちの綱引き〜

2 「救法目論見」と「義倉一件伺書写シ」 1「義倉発端手続」と河相周兵衛

義介の運営と福山藩 (以上、本号)

義倉と地域社会 義倉貸銀と地域社会

義倉田と地域社会

おわりに 社会事業の展開

は

ľ め

本来の目的であった救恤活動についてもその効果に疑問をも 点をおいた組織となったとされる。そして畑中氏はまた義倉 う目標は後退し、福山の義倉は高利貸付機関と地主経営に力 される。しかし経営の不振とともに民衆の朱子学的教化とい ちを育成し、それを通じて庶民の教化を図ることにあったと **豪農層)の思想は封建的倫理を基軸として、各界の指導者た** 指摘した。したがってその設立者たち(河相周兵衛ら新興の たちの社倉に関する論議が義倉発足時に強く影響していると 募らせた袞農層が「体制側と結び、救荒設備としての朱子社 けて起きた福山藩天明大一揆や農村・農民の荒廃に危機感を ある。畑中氏によれば、天明六(一七八六)年から七年にか **倉法―いわゆる義倉―を企画した」とされ、そして朱子学者**

ち否定的な評価を与えている。 ところで義倉は「富者の義捐または課徴によって穀物を出

そのものであり、菅茶山が「福府義倉」と命名した福山の義 ものであった。こうした条件からみると広島藩の社倉は社倉 ちなみに社倉は「多数のものが任意にそれぞれ身分相応に出 捐」と「官府の管理」が義倉の条件であったことがわかる。 **倉は、後述するように発足時はまさに義倉とよばれるにふさ** しあって、各居村の所々に貯穀をなし、自治的に処理する」 なし、入用の時に窮民に給与する制度」とされ、「富者の義 させ、官府がこれを管理して便宜かつ重要なところに貯穀を

わしい組織であった。

羨み申し候」と義倉の出資者たちは自負しているが、本稿は 国に社倉義倉数々御座候え共、御国の如きは無類共他よりも しているのではないだろうか。文政六(一八二三)年に「諸 発案した河相周兵衛らの経済倫理が義倉の性格に大きく反映 彼らに求められていた。したがって当然ながら義倉の発起を すると、義倉の新たな異なった面も浮かび上がってくるよう れども、当時の地域社会の経済状況との関連において再検討 の運営を藩から半ば任されており、民意を汲んだ経済倫理が に思われる。また当時の福山藩の豪農商たちはその地域社会 た組織であったという畑中氏の指摘は一面間違いではないけ るものである。義倉が高利貸付機関と地主経営に力点をおい 本稿は福山義倉の歴史的性格について再検討を行おうとす

> 1 筆、一九八四年)でも詳細な分析があるが、基本的には畑中論 八年)や『広島県史』近世2(九四七~九六八頁、青野春水執 山市史】中巻(一〇一七~一〇四四頁、畑中誠治執筆、一九六 島大学教養部紀要Ⅱ】第六集、一九七二年)がある。なお【福 三「福山【義倉】とその経営―明治~昭和初年における―」(『広 二六巻三号、一九六六年)。明治以降の義倉については、豊田寛 畑中誠治「福山藩の義倉について」(『広島大学文学部紀要』

文の延長上に位置づけられる。

- 3 2 には数々の御配慮をいただいた。記して深謝したい。 をもとに作成したものである。理事長河相兵男氏(現、会長) **介二百年史』編さんの過程で史料の閲覧を許され、本稿はそれ** 料は断りのない限り、財団法人義介所蔵史料である。 筆者は「義 て基本的な事柄を検討する必要がある。なお以下に使用する史 の救恤活動は本当に効果は少なかったのか、などの諸点につい 【国史大辞典】第四巻、「ぎそう義介」(上田藤十郎執筆)。 高利貸付機関とはいうものの本当に高利であったのか、義介

「福府義介御儋銀積沓」(「義介録」一番)。

義倉の成立~運営をめぐる藩と買達人たちの綱引き~

4

1「義倉発端手続」と河相周兵衛

その中味を先入観にとらわれることなく史料に即して明らか

にしていきたい。

た河相周兵衛が、最晩年の天保二(一八三一)年二月に郡方 設立の準備 「義介発端手続」は義介設立の中心人物であっ

査味では袭介史を語るうえで貴重な史朴となっている。まずの経緯を記したものはこの「発端手続」以外にはなく、その帳元役の浜野清洋・森彦財苑に書いた文章である「募倉記立

設立に至る道程を簡単にみておこう。

れであり、石井家は武右衛門の代で初めて庄屋となった家でのであった。この石井武右衛門は寛保二(一七四二)年生ま周兵衛)へ作配相頼み、何ぞ御国用に立呉れ度」と託されたが死に臨んで「家督は後の武右衛門へ譲り、有金は私(河相寛政八(一七九六)年夏、深津郡深津村庄屋石井武右衛門

周兵衛はその後この委託金を「当用御口入に調達仕り、残衛の弟母を養子とした(「後の武右衛門」)。その関係で武右衛の弟母を養子とした(「後の武右衛門」)。その関係で武右衛門は養闘子母の実兄にあたる周兵衛に「有金」の利用を依あらず」との考え方を持っていたようである。
あらず」との考え方を持っていたようである。
あらず」との考え方を持っていたようである。
の利用を依衛の弟母を養子とした(「後の武右衛門」)。その関係で武右衛門は登闘子母の後この委託金を「当用御口入に調達仕り、残るの弟母を養子とした(「後の武右衛門」)。

田村和田孫四郎と申す者、麦を取集め社倉仕組み候」話しを「発端手続」の冒頭に、「先年広島御領分当国奥三次郡向江わず、城下と自宅の「毎日往返」に「懐手の算考」を続けた。が、周兵衛は口入銀調達が「御国用」に役立っていたとは思りを在中へ貸廻し、別勘定に仕り只様利倍」に殖やしていた周兵衛はその後この委託金を「当用御口入に調達仕り、残

「先ず起きて寝衣を着替え、帯を改め」、「改めて今一応承りけ上屋信岡平六に「目論見」を語りかけたところ、平六はがいかにして考え出したのか、今のところ明らかにならながいかにして考え出したのか、今のところ明らかにならながいかにして考え出したのか、今のところ明らかにならない。ともあれ享和三(一八〇三)年夏になる頃には、周兵衛の策色の一つに田畑を基本財産とすることがあげられるが、の特色の一つに田畑を基本財産とすることがあげられるが、の特色の一つに田畑を基本財産とするように、福山の義倉出そうとしていたのであろう。後述するように、福山の義倉出そうとしていたのであろう。後述するように、福山の義倉出

ていたのて こわらの社倉や薪倉を基本にして名簿をひおり

ので「右目論見発達致し度」と相談すると、庄左衛門も「夫ねてきた。周兵衛は来年は藩主正精が襲封後初めて帰国する城下の周兵衛の宿に城下町商人岩田屋(羽田)庄左衛門が訪討を続けていたのであろう。その年の暮れ十二月二十八日夜、計を続けていたのであるう。その年の暮れ十二月二十八日夜、

度申し好み候に付き委細相咄し候処、扨も妙策に候、

拙者を

も加え呉れるべきや」と賛同を得たのであった。

ずべく間、半持ち百五拾貫目ずつに」した方がよいのではな目としていることについて、「左候ては御国の張込み手薄に存見」案で出資銀を大坂御用商人二〇〇貫目、地元が一〇〇貫に名を残したい願望を持つ札座支配人藤作方へ、今から一緒れは妙なる救法」と感心した。庄左衛門は「兼て御国為筋」

3

聞いたことを記しているので、隣藩の社倉やあるいは明和六

(一七六九) 年に設立された倉敷の義倉の噂もおそらく知っ

れから一人で藤作の宿へ行き、藤作を周兵衛の宿へ連れてき」すべし」と答えたが、庄左衛門は「気早の男」であった。そ4 したのであった。周兵衛は「何分夜分の義寛々正月相談に致」いかと指摘し、これも藤作に今から相談しようと周兵衛を促

へ熟談」しようと約束した。 「大悦感いたし、何分来春登坂致し呉れ度、同道にて五軒屋たのであった。藤作はその夜、周兵衛から詳しい説明を受け

見」を話すと、三浦は周兵衛に対して「算立て」したものを

翌大晦日、庄左衛門は家老並の三浦遠江に周兵衛の「目論

持参するように庄左衛門に伝えた。「是迄は胸算のみ」であった。「名家」と質問すると、周兵衛は「未だ仲間をも調わず、発端を哉」と質問すると、周兵衛は「未だ仲間をも調わず、発端より深津村武右衛門託し置き候銀子のみ」と答えざるをえなより深津村武右衛門託し置き候銀子のみ」と答えざるをえなより深津村武右衛門託し置き候銀子のみ」と答えざるをえなら流厚きものに付き仲間に入れ」ることとし、藩へ伺いを立も志厚きものに付き仲間に入れ」ることとし、藩へ伺いを立ることとした。
「名家」と調達人(出資者) しかしそこで周兵衛は「大業の儀文盲の私取組み候ては世間の取用いも薄かるべし、身躰も連続仕り候ては信用如何哉」と、新興豪農局の領内における信用問題に気付いていたのであった。長迄は胸算のみ」であっる信用問題に気付いていたのであった。長迄は胸算のみ」であっる信用問題に気付いていたのであった。長迄は胸算のみ」であっる信用問題に気付いていたのであった。

呉れ度厚く相頼み候も聞え能きに付き、何卒少々加入致し、両人発起頭に成も聞え能きに付き、何卒少々加入致し、両人発起頭に成え共何分数代の豪家、且つ鞆津大坂屋大身躰に付き諸国神辺料助義学門と申し近国名高く、尤も身躰は存ぜす候を起こした。

事に御座候」と無念の思いを綴っている。 御座無く、諸国へ名聞え居り候者を組入れ度に付き相咄し候られたのであった。周兵衛は「是は銀子不足して誘い候にはられたのであった。周兵衛は二人と面談したが、「両人共目論見下の宿屋深津屋で周兵衛は二人と面談したが、「両人共目論見資を頼み、かつ「発起頭」を依頼したのであった。そして城資を頼み、かつ「発起頭」を依頼したのであった。そして城資を頼み、かつ「発起頭」を依頼したのであった。そして城資を頼み、かつ「発起頭」を依頼したの本語には、「第一次の原理を表現している。

衛門と兄弟申し合せ、拾五貫目出銀致し度平頼みに相頼み候」 の個子田へ御出是非共加入致させ呉れ度、吉津町津国屋常右 の四人でたったようである。だが芦田郡府中市の木穏屋久三 の四人でたったようである。だが芦田郡府中市の木穏屋久三 が賞を聞き付け、当時周兵衛の弟で神宮寺の住職であった 大教法目論まれ候由、今晩承り候に付き夜中を憚らず罷り越 大教法目論まれ候由、今晩承り候に付き夜中を憚らず罷り越 大教法目論まれ候由、今晩承り候に付き夜中を憚らず罷り起 と「夜半時分に門を拠き罷り越し相頼み候は、此の度御舎兄 大教法目論まれ候由、今晩承り候に付き夜中を憚らず罷り起 の個子田へ御出是非共加入致させ呉れ度、吉津町津国屋常右 の個子のようによる のののようによる のののようによる ののは、日本のは、日本のは ののは、日本のは ののは、日本のは ののは ののは ののようなことがあっても ののようながらなばしく、 ののようなことがあっても ののようながらながらながらながらながら のは ののようなことがあっても ののようながらない。

という熱心さであったという。この熱心さに負けた周兵衛ら

木綿屋と津国屋の二軒で一五貫目の出資としたのであった。 は加入を認め、一深津の分」=石井武右衛門の出資を減らして

迄其の事に掛り候面々へは、

相応の骨折り代相定め置 **大も非の質頭欠よりオス**

の内より相角に耳すべく何

べし、朱子社倉の記録中に袞足米相渡し申すべき事相 き、是又利米の内より相渡し申すべく候様にこれ有る

坂で周兵衛を持っており、八月十三日に「五軒屋」と参会し た。五軒屋とは油屋吉兵衛・泉屋佐七・助松屋与兵衛・米屋 **衛は同年八月五日、大坂に向かった。すでに支配人藤作は大** 文化元年の前半にはこのようなことがあったが、河相周兵

のであった。

いるように、五軒屋も一五〇貫目を出資することを快諾した 元である。「五軒屋参会、一席にて決談仕り候」と記されて **惣兵衛・明石屋庄右衛門の大坂商人であり、福山藩札の発行**

所であろうか。 が決定した。この銀の運用については次節で述べることとし 私議」を貸与されている。周兵衛は「此の文中に朱子の常平 岡田藩の藩政を主導していた浦池左五郎から中井竹山「社倉 依頼した直後のことであろうか、料助を通じて周兵衛は備中 ておこう。話しは戻るが、周兵衛が神辺の藤井料助に出資を て、ここでは周兵衛が力説している「役料」について検討し **倉私議」にはこのような文章はないが、あえて示すと次の箇** 御役料の義願い上げ奉」ることになったと記している。「社 倉に役料付かずでは後年相続成り難しとこれ有り、夫れより 「役料」の意味 こうして三〇〇貫目の出資者 (調達人)

、社倉の儀に付き諸人立合い候節、当日の食事或いは 駕籠人足等の諸入用これ有るべく候、何れも社倉利米

> み遊ばされず」、周兵衛は「下方にて仕組み候銀子に候え共、 あった。「社倉私議」を引き合いに出しても「兎角御聞き済 周兵衛の熱意は尋常ではなかった。しかし藩の回答は否で る。「後年相続」のためにも役料が必要であると思ったので、 すなわち「相応の骨折り代」を役料としてとらえたのであ 見え候儀、則ち此の骨折り代の事にて御座候

く役料これ有り」と願い出たのであった。この周兵衛の言 候間御聞き済み成され度、公儀に於いても御役柄御相応に悉

一端上達致し御上の者と相成り候えば、則ち御下げ銀に御座

御家中役料なり」として一貫三七〇目が計上されており、文 り候えば(義倉運営にあたる家中が)口を濯ぎ頂戴仕り候」 これ無く候え共、一旦神仏(=御上)へ備え御下がりと相成 方の心得は下女の焚き候飯(=出資銀)は戴き給べ候ものに が行うことが決まっていたようである。またそのことは「下 方からすれば、設立準備段階ですでに義倉の運営は家中の者 やく認められたが「又御中絶に相成り候」と二転三転するも しかし藩側の同意を得るまでには「御隙取り」、その後よう てもおかしくないと比喩していることからも明らかである。 のの、文化元年十一月の「救法目論見」に「義倉掛り年番の

への役料支払いは最終的には認められたようである。(エリ)化二年以降の「義倉勘定帳」の支出にもみられるから、家中

人御立ち合いこれ有るべき事に存じ奉り候、併し其の儀に付信私議」の「社倉米年々勘定等の節は、御家中内より改めの介もない。またあくまでも推測にすぎないが、周兵衛は「社が義倉の永続のために有益であることと考えたことはいうまではなぜ周兵衛はこれほど家中への役料にこだわったのでではなぜ周兵衛はこれほど家中への役料にこだわったので

いては、軽重に依らず御役人の内然るべからずと存じ奉り候、

てしまうのではないかと、周兵衛は考えていたのではないだ役料を支払わないという事態は文字通り福山藩の義倉となっも、設立されようとしている義倉の帰属を考えると、彼らにが関与することはもはや避けられないことであったとしてという文章に惹かれたのではないだろうか。運営に藩・家中訳は社倉の儀は民間の為にて、上の御用にては御座無く候」

ろうか。

論した。すると高瀧はそのことは心配するな、「宜しき法と様ならでは後年の取用い如何わしくと思案」したからだと反瀧宗兵衛に対し、周兵衛は「万代不朽の大業に付き、御歴々むらいたいと内願した。このことを揶揄した福山藩の元締高盾するようであるが家老並の三浦遠江に「発起頭」となって盾兵衛不安の背景 文化元年十一月か十二月頃と思われる 周兵衛不安の背景 文化元年十一月か十二月頃と思われる

いだろうか。 の方で運営することが通達され、調達人は配当のみ受ける で運営することが通達され、調達人は配当のみ受ける で運営することが通達され、調達人は配当のみ受ける がは周兵衛ら調達人も当然運営に参加するつもりでいたが、 兵衛の行動の背景にあったものは何であったろうか。実は当 の方で運営することが通達され、調達人は配当のみ受ける がたろうか。

下である。 は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて が家中に対価として役料を支払うことで独立を保とうとし 大が家中に対価として役料を支払うことで独立を保とうとし 大が家中に対価として役料を支払うことで独立を保とうとし 大が家中に対価として役料を支払うことで独立を保とうとし 大が家中に対価として役料を支払うことで独立を保とうとし 大が家中に対価として役料を支払うことで独立を保とうとし 大が家中に対価として役料を支払うことで独立を保とうとし は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて は、管理運営をめぐって藩と周兵衛との綱引きが演じられて

手続」を背いた理由を検討しておこう。この点については後述するとして、ここでは周兵衛が「発端にの点については後述するとして、ここでは周兵衛が「発端手続」執筆の目的 のちに周兵衛ら調達人も運営に参

数々御座候え共、常平倉始め貸付の利銀を取り凶年の救美も一統御断り申し上げ候義に御座候、諸国に社倉義倉此法堅く相続を肝要と相顧い度に付き、大銀調達の御袋・

厚く有り躄きを以て、諸国無類の法と成就仕り候(傍点、 根砕き候のみにては御座無く、全く御役人様方御賢慮御 の諸教い御座無く、諸国無類の様存じ奉り候、是私の心 い手当のみにて、平年儒仏神三道の教え始め、御当国様

吉田様の御外は御承知遊ばされず故」であったからである。 で義倉の担当であった浜野清治と森彦助にこのようなことを ことを主張しているのである。この時点で周兵衛が郡方帳元 介が福山藩の義介ではなく調達人たちが運営する義介である 藩の援助も受けず) とさりげなく述べているように、この義 も、傍点を付した部分や「御当国様の諸救い御座無く」(= のちに明治二十四年に旧藩士たちが義倉の帰属をめぐって訴 いわざるをえなかったのは、「発端より御役続きは御城代様・ ここには「全く侚役人様方」の「侚賢慮」を称賛しながら 原文のまま)

訟を起こしているから、周兵衛の心配は決して杞憂ではな

かったのである。

(1) 「義倉録」二番所収

(2)「財団法人義倉事蹟一班」(福山市役所、大正十五年)。ただし 慈善を旨とし敬神尊仏の念厚く、陰徳を積むこと多し」。また義 は「武右衛門に至り初めて里正」となった。武右衛門は「平素 この典拠は明らかではない。なお本文でも述べたように石井家

> し急を救う」(同前)と伝承されている。 け、其の資性温厚篤実にして勤倹克く家を幹し、常に貧を賑わ 倉出資人の一人養嗣子粛(二代目武右衛門)も「其の遺風を承

たことで、福山義倉とまた異なった特色をみせている(田中実 恩講があげられる。ただ感恩講は田畑ではなく知行を買い入れ 「公益法人と公益信託」勁草書房、一九八〇年)。 唯一例外として文政十二(一八二九)年に設立された秋田感

塾田を所有していたことが一つのヒントになったのではないだ 周兵衛と懇意であった菅茶山の廉塾がその経営維持のために

(5) 義倉出資人。平六は十五歳で父茂平治に代わって庄屋となっ ろうか。

溝渠の延長一里、灌漑面積百町歩に達す」(「財団法人義倉事蹟 年巨資を投じ戸手村の溝洫を修し、旱水の患いなからしめたり、 た。「平素慈善公共のことに心を用い、郷党咸な悦帰す、享和元 班」)と社会事業に心血を注いだ。

もつとめたことがあるので、福山城下町商人であったことは間 が如何なる人物かは明らかにならないが、札座支配人は岩田屋 違いない。 設立の準備段階で重要な役割を果たしたこの札座支配人藤作

憤り、憤然起ってこの挙を賛し以て其の設立をして容易ならし 人。「義倉設立の挙あるや、他の富家の鎦銖を議して逡巡するを めたり」(「財団法人義倉事蹟一班」)とされている。 帯屋(神野)利右衛門という城下の商人で、義倉出資者の一

竹山を訪うている。妻は備中岡田の三宅仙右衛門の女であり、 神辺の大庄屋藤井料助。菅茶山の門人で、寛政十年には中井

- 20号、一九八九・一九九〇年)。 石定夫「福府義倉」【福山市立福山城博物館友の会だより】19・
- (9) 鞆の大坂屋(上杉家)一族は酒造業などを営む富豪であった。 力は本家を凌いでいたといわれる(前掲立石定夫「福府義倉」)。 周兵衛が依頼した大坂屋は分家の宗三郎であったが、その経済
- <u>10</u> ん」(「義倉略誌」昭和三年)という指摘は当を得ていると思わ に比すれば、其の三分の一にも足らざりしこと等に因りしなら るや否やの目途も確かならず、分配米金の如きも普通貸借利息 この理由について、「当時此の如き財団を設くるも其の永続す
- <u>11</u> 市で社倉をつくった実績があった。菅茶山編【福山志料】にも 大戸直純。木綿屋は府中市の代々の名家。天明八年には府中 **゙わかきより孝友美行多く」と紹介されている。**

れる。

- (12) 木綿屋久三郎の弟で、十五歳のとき城下吉津町の津国屋(福 井家)の養子となり、二二歳には同町の宿老も務めた(前掲畑 中「福山藩の義倉について」)。なお孫の常一の代の明治十一年
- とするが、確かに周兵衛三〇貫目のうちから一五貫目を両人に 五貫目となった。「義倉沿革誌」(昭和四十年)では、木綿屋・ 津国屋兄弟の出資については「河相周兵衛出資の内を分譲す」 河相周兵衛一五貫目、津国屋常右衛門一〇貫目、木綿屋久三郎 に福井家は義倉から脱退した(「義倉録」七番)。 こうして福山からの出資一五〇貫目の内訳は、石井武右衛門 (粛)六〇貫目、信岡平六三〇貫目、帯屋利右衛門三〇貫目、

- 誤記であるように思われる。 分譲したとする方が自然であり、周兵衛の「発端手続」の方が
- 14 **『日本経済大典』第二十三巻、五六二頁。**
- に、発足当初は役料としては認可されていなかった可能性も高 とあるだけで、役料とは記されていない。次号で後述するよう ただし「勘定帳」には、「当丑年御役所納め、但し定例通り」
- (16) この「発端手続」では人名や重要な固有名詞、あるいは強調 周兵衛は藩有を連想させる「福府」という語を認めていないの のこの一語と、文政六年の「福府義倉御備銀積費」(「義倉録」 である。義倉の史料中、「福府義倉」という記載は「発端手続」 に義倉のところにしか傍点が付されていないのである。つまり している文には傍点が付されているが、「福府義倉」というよう
- <u>17</u> に亡くなるが、すでに隠居して楚宝と号していた。 周兵衛はこの「発端手統」を書いた二年半後の天保四年八月

一番)だけである。

- <u>18</u> 「義倉財産所有権復旧訴訟背類」(明治二十四年)など。
- 月の「義倉一件何書写シ」について検討する。 2「救法目論見」と「義倉一件伺書写シ」 ここでは文化元年十一月の「救法目論見」と、翌二年十二

芹介様段々御添削成し下され候」(「発端手続」)て完成した をして、意見を聞きながら書き替えていき、最終的に「中山 「目論見」の構造 「救法目論見」は周兵衛が各方面で説明

述)。利息の残る四貫目は田地世話人役料や田地購入、あるペ 臣角の遠号米などの本会導業その代に作ぶこととした(表

まず福山と大坂五軒屋の調達人たちが出資する計三〇〇貫をこらした計画沓となっていたことがうかがえる。

のまま)とあるように、藩の借銀を一挙に「払い切」ったの座侯、御入部の御年故別して大替に相成り侯」(傍点、原文御当国の分御一手払い切りに相成り侯故、石州表大評判に御出山御銀弐百九拾弐貫目御借財に相成り居り侯分御払い切り銀山御銀弐百九拾弐貫目御借財に相成り居り侯分御払い切りは山े落が石見大森銀山から借り入れていた銀の元利返済に立て山े落が石見大森銀山払い替え」とすることとした。すなわち福目は、「石州銀山払い替え」とすることとした。すなわち福

月壱歩の利付」で一年間貸し付けることとした。この利銀は貫目を「御城下・鞆津・府中・松永・神辺等長立ち候者共へこの六七五貫目の使い道の大要は次のようである。二〇〇りにて元銀は指上げ切り」としたのであった。

二年)迄拾五ヶ年の間毎冬御下げ」渡されることとし、一五

あたる銀四五貫目を「来る丑年(文化二年)より卯年(文政である。そしてその代償として「石州並年壱割半」の利息に

年の間に計六七五貫目を受取り、元銀三〇〇貫目は「夫れ切

毎年御積米」と割りふったのであった。 毎年御積米」と割りふったのであった。 毎本は一日地塩浜等求むべき事」とした。しかし小作料 ・大工賞目は「田地塩浜等求むべき事」とした。しかし小作料 ・大工賞目は「田地塩浜等求むべき事」とした。しかし小作料 ・大工賞目は「田地塩浜等求むべき事」とした。また残る四 ・大工賞目は「田地塩浜等求むべき事」とした。また残る四 ・大工賞目は「田地塩浜等求むべき事」とした。また残る四 ・大工賞目は「田地塩浜等求むべき事」とした。また残る四 ・大工賞目は「田地塩浜等求むべき事」とした。また残る四 ・大工賞目は「田地塩浜等求むべき事」とした。また残る四

化八年から残り九年間の各四五貫目はすべて田地購入費としあり、二○○貫目をこえた七貫七四八匁で田地を購入し、文貸付銀が二○○貫目をこえるのは文化七年暮になってからでで、実際の予算案は表1のようになる。「目論見」のようにしかし毎年四五貫目ずつの下げ渡し銀で運営していくの

していないので、「調達人共の内大坂より壱人、地方より壱〇貫目とされたことは前述したが、この六年間は田地を購入て注ぎこまれる。なお社会事業費や役料などの行事費等は二

○○目が不要なので一九貫四○○目とされているのである。人ずつ年番掛り相定め、毎春秋田地見廻り仕るべき役料」六

畑中論文や『広島県史』などにおいて、下げ渡し米銀と役料た「役料」の問題と「下げ渡し米銀」についてみておこう。下げ渡し米銀と役料。次に「発端手続」でも取り上げられ

- 9

として「御家中御仕向銀」・「儒官壱人素読師弐人御召抱え」二四貫目となるが、うち二〇貫目を神社仏閣修復料をはじめ

性格にもせまること ないと義倉の歴史的 ものであり、 来区別される性格の うか明確に区別して を混同しているとい はできないと思われ ・ないが、両者は本 区別し

給与である。調達人 対しての義倉からの あり、役料は勤務に 資に対する配当金で (出資者) への配当 下げ渡し米銀は出

という。これを一〇年間支給され、一一年目以降は前述の小

代」が「往返諸雑用」などを合わせるとおよそ六貫目となる

この他にも貸付銀の利息収入のうちから五貫目が「調達人共 作料収入から米一〇〇石が支給されることとしている。また

へ永代下さるべき分」として下げ渡された。両者あわせて銀

額にして一一貫目であるから、出資銀三〇〇貫目の配当率と

しては三・六七%であり、当時の利率からすれば著しい低率

「目論見」に計上された役料については、「義倉掛り年番の

の配当額といえよう。

表1 文化2年から6年間の運営見積り					(単位,銀匁)	
	a 前年度 より繰越	b「御下 げ利」	c 行事 費等	d 貸廻し銀 (a+b-c)	e 利息 収入 .	計a = (d + e)
文化2年		45,000	19,400	25,600	3,072	28,672
3	28,672	45,000	19,400	54,272	6,512	60,784
4	60,784	45,000	19,400	86,384	10,366	90,750
. 5	90,750	45,000	19,400	122,350	14,682	137,032
6	137,032	45,000	19,400	162,632	19,515	182,148
7	182,148	45,000	19,400	207,748		

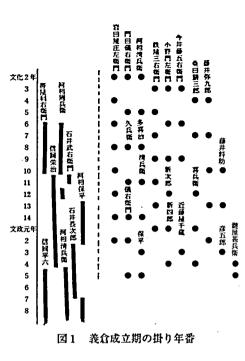
山での借銀は借銀だけに限らず「彼の地御役人中御付届け」 ら出てきたのであろうか。「救法目論見」によれば、 銀額六貫目はどこか 石見銀

「口入人共へ御会釈」料の出費があり、また「拝借人惣

が支給された。この にして定額一〇〇石 あったが、これは米 は毎年銀六貫目が

営のメンバーが分離して出発したことは明らかである。「官府 文化元年十二月に任命された年番掛りは、郡奉行藤井安左衛 きたい。文化二年から文化五年までは城下宿老(岩田屋庄左 御家中御役料」が一貫三七〇目、「鞆津世話取壱人役料」が がこれを管理」する義倉では当然のことといわざるをえない。 に関わっていたのかは明らかにならないが、調達人と義介逐 官手代神藤平右衛門の五名であった。彼らが義介運営にいか 門・代官横井慶蔵・割元堀内勇七・郡方帳元岡本膳兵衛・代 かる。「御家中役料」とあるので藩士も運営に関わっていた。 兵衛ら)二名が掛り年番として運営にあたっていたことがわ 衛門・鉄屋三右衛門)一名と大庄屋(門田儀右衛門・河相清 題は義倉掛り年番の役料である。その前に図1をみていただ 一〇〇目、「田地見廻り」役料が六〇〇目とされている。 文化二年十二月に彼らへ支払われた役料をみると、堀内勇

支払っただけである。



官などへの役料はみられず、実務を行う割元や大庄屋などへ中御役料」一貫三七〇目から支払われた。しかし郡奉行や代であり、合計一貫一四八匁余であった。これらの銀は「御家二〇〇疋、大庄屋の二名に銀一〇枚(銀四三八・六匁)ずついが「寺社講釈の節出役」した藩士の矢守多蔵ら四人にも金藤平右衛門に金二〇〇疋(銀三三・九六六匁)、年番ではな藤平右衛門に金三〇〇疋(銀五〇・九四九匁)ずつ、神七と岡本膳兵衛に金三〇〇疋(銀五〇・九四九匁)ずつ、神

計い大儀に候、尚此の上永年相続候様厚く申し合い取一、与三右衛門殿仰せ渡され候は、義倉初年の処出情取

御褒美として目録の通り下し置かれ候年相続候様厚く申し合い取り払うべく候、これに依り、福府義倉初年の処出情取計い大儀に候、尚此の上永

し置かれ候り計らうべく候、

これに依り御褒美として左の通り下

右の引用史料の前者は文化二年十二月に割元堀内勇七らにた。 古の引用史料の前者は文化二年十二月に割元堀内勇七らにた。 方の引用史料の前文であり、後者は大庄屋への前文である。 支払った役料という観念はなく「御褒美」として支えている。 ことがうかがえる。これはこの年だけではなくその後もしばらく「御褒美」という表現が続く。前節で義倉発足時には役 が認められたと述べ、「其の後漸く御聞き済まれ候処、又 料が認められたと述べ、「其の後漸く御聞き済まれ候処、又 料が認められたと述べ、「其の後漸く御聞き済まれ候処、又 料が認められたと述べ、「其の後漸く御聞き済まれ候処、又 料が認められたと述べ、「其の後漸く御聞き済まれ候処、又 のことで議倉の運営をめぐる調達人との前文である。 支払った役料の前文であり、後者は大庄屋への前文である。 支払った役料の前文であり、後者は大庄屋への前文である。 大田の引用史料の前者は文化二年十二月に割元堀内勇七らに

ている。その役料の内訳を示すと表2のようになる。これま行われた年であるが、「御役料」が五貫二六〇目と計上されあると思われる。この年は後述するように義倉規則の改訂が蕃が役料という表現を使用しだしたのは文化七年のことで

その心中たるや複雑な気持ちであったに違いない。

に関して意見を述べたものである。内容は銀四五貫目と米一 の岡本膳兵衛へ「愚意恐れ乍伺い上げ奉り候」と、義倉運営 であり、河相周兵衛が文化二年十二月に義倉年番で郡方帳元

に付けられた表紙の題名で、もとは「義倉年中行事何書覚」

表 2 義倉年番の役料 (文化7年)					
役職	役料	銀換算			
御席	金10両	600匁			
御元締	金5両	300			
鞆御奉行	銀2枚	87.7			
町御奉行	金5両	300			
郡御奉行	金5両	300			
大御目付	金5両	300			
御取締方	銀5枚	219.3			
御勘定組頭	銀5枚	219.3			
吟味役	銀2枚	87.7			
御代官	銀5枚	219.3			
鞆御取締	金1両	60			
御蔵奉行	金1両2分	90			
御元方奉行	銀2枚	87.7			
中番所運上改役	金2両	120			
御普請奉行	金1両2分	90			
御帳元*	金3両	180			
御徒士目付	銀2枚	87.7			
鞆御徒士目付	金1両	60			
郡方割元	銀3枚	131.6			
御取締方下役	金1両	60			
御郡方帳元	金3両	180			
御蔵手代*	金1両	60			
寺社手代	銀300目	300			
御代官手代	金3両	180			
吟味役下役	金3分	45			
卸元方小奉行	金3分	45			
御普請小奉行*	金1両	60			
十人目付	金3分	45			
大庄屋*	銀430匁	430			
町方世話取宿老	銀200目	200			

「義倉一件帳」により作成。なお役職 の*は複数人(おそらく2人)である ことを示す。

を願

のまま)という比喩の通りになったのである。(空)御下がりと相成り候えば口を濯ぎ頂戴仕り候」 き候飯は戴き給べ候ものにこれ無く候え共、一旦神仏へ備え たのである。まさに「発端手続」でいうところの「下女の焚 なかったが、元締や各奉行にも役料が支払われることになっ では実務を扱っていた帳元などへしか褒美銀は与えられてい 「義倉一件伺書写シ」の意味 「義倉一件伺書写シ」はのち (傍点、 原文 貫目の貸付利銀より出させ候事」と総論を述べ、第二条以下 り、当時は此の銀の内より指出し、後年に相成り候ては弐百 〇〇石が毎年下げ渡されることについて、「取行い方」 が各論となっている。 述べている。第一条は「諸向き年々仕向方の儀右積り帳の通 い出るかたちをとっており、以下、二九ヶ条にわたる意見を

容については適宜後述することとするが、ここでは河相周兵 銀と田畑購入および救位に関するものであり、第二四条から 事業に関する意見沓である。第六条から第二三条までが貸付 は勘定帳の作成などについての注文となっている。各論の内 第二条から第五条は、個学や医学などへの補助を含む社会

安を感じており、実務担当の岡本に念を押したものがこの「義 二九条に「先だって西内字兵衛様へ御咄し書指上げ候条々も **介一件何沓」である。しかも周兵衛は岡本だけではなく、第** 介の運営から排除された周兵衛ら調達人が藩の義倉運営に不 い。この点については前節でも指摘しており重複するが、義 衛がこの意見書を岡本膳兵衛に提出した背景にふれておきた

も意見を述べていたことがわかる。 一、右貸付人頭毎冬御撰びの節、調達人へも御相談成し

厚く餌考え合い成し下され度事」とあるから、他の実務者へ

下され度事(第七条)

披露すべきことを求めており、調達人として義倉の運営に関 右のほかにも「毎年小日記帳・米銀勘定帳」を調達人にも 、田地塩浜等御求めの節、直段の押し合いは調達人共 へも御相談成し下され度事(第一〇条)

して網引きを演じようとしているのである。

(1) 「義倉録」一番所収。

2

- 3 十年に府中市の豪商延藤吉兵衛が「石州行き年賦銀」として銀 新市町・信岡家文書。 石見銀山への藩の借銀利子を立て替えた事例としては、寛政
- 五四貫目を献上している(延藤家文書「未正月算用帳」寛政十

- (4) 三〇〇貫目を年利一五%の一五年賦で元利返済する場合は、 返済総額が六六〇貫目となるので、おそらくこの銀額を目安と したものと思われる。
- 5 〇貫余が不足することになる。 〇〇貫目を超過した八貫弱を加えても四七五貫目にはおよそ六 それは残る九年間の下渡しが計四〇五貫目であり、六年めに二 先に田地購入代が六〇貫目の不足となることを紹介したが、
- (6)~(8) 「義倉一件帳」。
- (9) 「義倉録」一番。
- <u>10</u> ので、表1の役料の一部が中断されていた可能性も高い。 **倉私議に御座候、厚く御賢慮成し下され度」と述べられている** において、「御役料の儀も朱子の常平倉に無くては相続せずと社 ただし文政六年の「福府義倉御備銀積書」(「義倉録」一番)
- <u>ii</u> 新市町・信岡家文書。
- 3義倉の運営と福山藩

貫目は「目論見」では「毎冬」、「義倉一件何書」では「毎年 医学への仕向銀が支出されなかったので、三一貫八三七匁余 しかも歳も押し詰まった二十八日頃に支払われた。したがっ 十一月中」に下げ渡されるとしていたが、実際は十二月で、 年度の貸銀額は二五貫六〇〇目の予定であったが、儒学料や : 「当丑有銀辻御貸付に成る」分となった。藩からの銀四五 義倉貸銀の初期の借り手 前節で掲げた表1によれば、初

て初年度とはいいながら、諸種の経費と調達人たちへの配当

14 米銀を支払ったあとの三一貫八三七匁余が、貸銀に出された のは文化二年の大晦日前であった。

年十二月二十八日、調達人の河相周兵衛と帯屋利右衛門が二 ではこれらの銀の借り手は誰であったのだろうか。文化二

五貫六〇〇目を月一歩の利足で預かった。また六貫四〇目が

る。翌正月三十日には河相周兵衛と帯屋利右衛門は元利合わ 月には城下の商人今津屋・草戸屋ら四人に五貫目ずつ、安那 せて二五貫八五六匁を義倉に返済した。そして年番掛りは二 りの岩田屋庄左衛門が預かった。これらはともに無利子であ 「御郡方御帳元様御箪笥預り」、残る一九七匁余は義倉年番掛

貸付額は五八貫目余となった。ところがこの銀額はすべて信 増えた。この文化三年十二月二十八日には差引勘定の結果、 月間の融資であり、返済額は元利合わせて三五貫七七匁余に 主) に四貫目を融資した。これらは十一月三十日までの一〇ヶ 田村小野新四郎(大庄屋)に四貫目、芦田郡高木村権八(地 郡川北村菅波武十郎(神辺本陣)に三貫六四〇目、芦田郡福

よる一方的なものであったと思われる。

付けられたのである。文化四年十二月も九二貫目余が平六と(ミ゙

岡平六・河相周兵衛・帯屋利右衛門の三人に一年を通じて貸

通じて融資を受けているのであろうか。 五〇〇目を借りているにすぎない。なぜ調達人たちが一年を(3) 周兵衛に貸付けられており、わずかに神辺の藤井料助が三貫 おそらく積極的に融資を受けようとする豪農商がいなかった この点については「義倉録」では何も述べられていないが、

> やむなく調達人たちが責任を感じて借り入れ元利銀を支払っ たかどうかはわからないが、いずれにしても借り手がおらず、 からではないだろうか。義倉に対して豪農商の不信感があっ たものと思われる。

六年に八〇貫目の献金をしていることから、 の藩側の説明は「義倉録」にも「義倉一件帳」にも記されて ある。まさに周兵衛の不安は的中したといえよう。このとき 除算」(=無返済)とし、事実上義倉の銀を召し上げたので 貫目余を藩は突然「御口入」としたのであった。しかも「御 で「丑寅卯辰冬迄の元利辻」一三一貫目余のうち、銀一二一 いないが、府中の豪商・延藤家が文化五年に一三四貫目、翌 義倉財産の没収と調達人の運営参加 文化五年暮、これま 藩財政の都合に

らざるをえなかったのであった。 米一〇〇石も文化十一年までの予定であったが、文政元年ま 下げ渡されることになっていた銀四五貫目は、文化六年から げ渡し米銀で再出発となった。元来、文政二年まで一五年間 で支給されることとなった。藩の方も一応は当初の約束を守 一五年間、すなわち文政六年まで下げ渡されることとなり、 ともあれ残りの一〇貫目と、銀四五貫目・米一〇〇石の下

人を代表して義倉の運営に参加することが許可されたのであ のかわからないが、帯屋利右衛門と河相周兵衛の二人が調達 そしてこのときをとらえて周兵衛がどのような運動をした

る。図1に示したように、文化六年から調達人二名。大庄屋

二名、城下町宿老一名の計五名による義倉の運営となった。 度にあたる文政元年、河相清兵衛 (新規出資)・信岡栄治・ 調達人へ配当として払下げられていた米一〇〇石の最終年

石井武右衛門・神野利兵衛・千田村定次郎(新規出資)の五

人が二〇貫目ずつ計一〇〇貫目を出資した。そしてこの銀一 〇〇貫目は大坂五軒屋に手渡され、これを受け取った大坂五

「発端手続」は次のように簡潔に述べている。

軒屋の出資は解消されることとなった。このあたりの事情を

文政元年大坂五軒屋出銀百五拾貫目を返償の時、五軒屋

に於いては庫中に積り置く銀を出せるもの故利息を要せ

ずとて、年々義倉より分配せる米銀を元金返償に計算し、 百貫目にて皆済となりたる

目の下げ渡しが終了する文政六年、大庄屋ら三名の義倉掛り のみの出資となった。さらに図1に示したように、銀四五貫 こうして義倉は福山城下および近郊農村に居を構える八家

粘り強い意見陳述と義倉に対する熱意に藩側が折れたのでは 録として残されていないので断定はできないが、周兵衛らの 運営の主体を確立したのであった。しかしこの辺の事情は記 年番が廃止され、調達人のうち三名が義倉勘定掛りとなって

> は強く主張したのであった。 廃止するよう要求しているように、決して藩に従属している れ度」と、義倉銀のうちから口入銀として借り上げることを わけではなく、「万代不朽」の存続のためにはいうべきこと

山館も街座候え共一 何卒以後は堅く街法度に街極め置き成さ

想的であると考えていたようである。 にて諸救い足り候様仕り度」と、小作料による義倉運営を理 は其の年々地所より産出、則ち地子米にて何卒往々田地のみ 営を本当は適切でないと考えていた。では何が理想的である 候にて救法の意に叶い申さず」と、貸銀利息による義倉の運 かといえば、「御当国の義田地地子米を元といたし候義、是 いて、「貸付利潤の義何程利安に御座候ても、則ち利を取り 現実的な運営をめざして 河相周兵衛は「発端手続」にお

、貸付方は在町鞆有福のもの共御撰び、毎年入替え十 月中に御貸渡し、十二月より月壱歩の利付、 月廿五日切に元利返済、尤も掛屋へ納め仕らす事 え申すべき事(9) 不評判もこれ有り候節、途中にも引き上げ預け替 但し、貸付と申すはこれ無く、有福のもの撰び立 て預け銀と申すに御座候えば、若し哉預け主身代 翌年十

預け銀であると力説しているのも、貸付による利息で義倉の か条である。周兵衛が貸付銀ではなく「有福のもの」への 右は義倉発足にあたって周兵衛が岡本膳兵衛に申し入れた

15

ない。文政四年、調達人たちは「御用に付き此法銀御借上げ

ような評価がままみられるが、それは一面的といわざるをえ ないだろうか。畑中論文をはじめ、「藩と結託して」という

からである。しかし前述したように、「有福」の者への預け 運営をすることが「救法の意に叶い申さず」と認識していた

についても、「一方欠け候ても一方にて事済み候様仕置き度」 融資を開始したのであった。また「貸付利銀・田徳地利米」 すなわち文政年間に入る頃より「有福のもの」でない者にも 認識として、実際には現実の社会に対応せざるをえなかった。 節で詳述するが、調達人以外の者が預け銀を受け入れだした 銀は当初はうまく機能しなかった。貸付銀については次章一 のは文化七年からであった。しかし周兵衛らの認識は理想的

であることを深く認識し、義倉の運営にあたろうとしている くては事欠けに候、貧福共に世の道具に御座候」と付け加え うになった。そして「貸銀の儀も世の中融通に御座候えば無 円に凶作も計り難く」と貸付銀の利息収入にも重きをおくよ ているように、資金融通が地域社会の経済活動に必要不可欠

成され度、寛かなれば慈悲らしく候え共、下方怠け癖付 銀元利不足なく勘定相立つべく儀は兼て厳重に御取計い 永年同断と存じ奉り候、然り乍ら不埒これ有る節は御糺 願い出の分は元銀の内壱割宛元入れ、年々に目立たず払 元銀払い揚げは期月に拘わらず拝借人勝手次第、居借り し質地取り上げ、村役人へ引き受け売り立てさせ、拝借 い済ませ、拝借方勝手能く取計い来り居り申し侯、以後

き候ゆえ却って不慈悲と罷り成り候

担の軽減をはかっているが、その取立ては厳重に行う旨を徹 させていたのを改め、元利の年賦返済を導入して借銀者の負 におもねっているのではない。それまで年末に元利共に返済 その際、右に示したように、義倉の調達人たちは決して世

注

底しようとしているのである。

(1) 「義倉勘定帳」(文化二年)。

2 「義倉銀御貸付年々控」(文化二年)。

とし、「残らず田徳に致し然るべく申す人も御座候え共、一 3 「義倉銀御貸付帳」(文化四年)。

4 「義倉辰年迄之有銀巳冬勘定帳」(文化六年)。

5 府中市・延藤家文書「御口入銀之覚」(年不詳)。

(6)「出資ニ関スル重要眥」(文化十五年)。 河相清兵衛は周兵衛の

姉の子で、定次郎は周兵衛の娘婿で、尾道の葛西家(泉屋)か

利右衛門の子である。またこのとき三〇貫目を福山入川の揺り を「岡河相」と称し、清兵衛の家を「吉永河相」、料兵衛の家を ら養子として入り料兵衛と名乗った。なお河相家は周兵衛の家 浚え費用として藩に呈上した。 「宮本河相」と称した。信岡栄治は平六の子で、神野利兵衛は

安政二年からは四名となった。

(8)(13)「義介行事願文」(文政四年)。

9 「義倉一件何書写シ」(文化二年)。

「義倉銀御貸付帳」(文化七年)。

後3HDト乍早又入が大福こ落ち込んだことが背景こちった。(1)これはこの文政六年が明和七(一七七〇)年以来の大凶作で、

(12) 「福府義介須賃銀積沓」(「義介録」一番)。 義介田の小作料収入が大幅に落ち込んだことが背景にあった。